

京都市告示第 436 号

平成30年3月30日京都市告示第689号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成30年12月1日から次のように改めます。

平成30年11月22日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数値
辰巳市営住宅	第3棟	2階以下					0.7985
		3階以上					0.7485

」

を

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数値
辰巳市営住宅	第3棟	2階以下	なし	なし	なし		0.7985
		2階以下	あり	あり	あり		0.9185
		3階以上					0.7485

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)